議案第９６号

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月１６日

提出者　杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成１１年杉並区条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第２９条第２項中「納付」の次に「（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）に廃棄物処理手数料の納付を委託する場合にあっては、廃棄物処理手数料の納付を委託）」を加える。

第４５条第１項中「を納付」の次に「（指定納付受託者に廃棄物処理手数料の納付を委託する場合にあっては、廃棄物処理手数料の納付を委託）」を加える。

別表の１の部中「４６円」を「５３円」に、「８７円」を「１００円」に、「3，２００円」を「3，７００円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和９年１０月１日から施行する。ただし、第２９条第２項の改正規定及び第４５条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

２　改正後の別表の１の部１の項及び３の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に区長が収集及び運搬（以下「収集等」という。）の申込みを受けた場合（令和９年１０月３１日までに収集等をする場合を除く。）並びに施行日以後に区長が収集等の申込みを受けた場合について適用し、施行日前に区長が収集等の申込みを受けた場合（同月３１日までに収集等をする場合に限る。）については、なお従前の例による。

３　改正前の別表の１の部２の項に規定する有料ごみ処理券は、令和９年１０月３１日までの間は、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券は、改正後の別表の１の部２の項に規定する有料ごみ処理券とみなす。

（提案理由）

廃棄物処理手数料を改定する等の必要がある。

資　　料

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新　　条　　例	旧　　条　　例
（粗大ごみの排出方法） 第２９条　略 ２　前項の規定にかかわらず、インターネットを利用する方法により第４４条第１項の粗大ごみの廃棄物処理手数料を納付（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）に廃棄物処理手数料の納付を委託する場合にあっては、廃棄物処理手数料の納付を委託）した占有者が粗大ごみを排出するときは、規則で定める事項を当該粗大ごみに表示しなければならない。 （有料粗大ごみ処理券の交付） 第４５条　区長は、前条第１項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者（第２９条第２項の方法により廃棄物処理手数料を納付（指定納付受託者に廃棄物処理手数料の納付を委託する場合にあっては、廃棄物処理手数料の納付を委託）した者を除く。）に有料粗大ごみ処理券を交付する。 ２　略	（粗大ごみの排出方法） 第２９条　略 ２　前項の規定にかかわらず、インターネットを利用する方法により第４４条第１項の粗大ごみの廃棄物処理手数料を納付＿＿＿